

横手市議会 平成29年第2回3月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成29年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成29年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成29年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成29年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
報告第4号	専決処分 ¹ の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	手すりの落下による負傷事故の損害賠償
報告第5号	専決処分 ¹ の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による破損事故の損害賠償
報告第6号	専決処分 ¹ の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	落雪による車両物損事故の損害賠償
報告第7号	専決処分 ¹ の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	除雪作業中に発生した破損事故の損害賠償
報告第8号	専決処分 ¹ の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	除雪作業中に発生した破損事故の損害賠償
報告第9号	専決処分 ¹ の報告について (訴えの提起に関する専決処分)	学校給食費の支払いに係る訴えの提起
承認第1号	専決処分 ¹ の承認を求めることについて (平成28年度横手市一般会計補正予算(第6号))	除雪対策に係る予算の補正について緊急対応の必要により、2月14日に専決処分 ¹ したことの報告及び承認を求めるもの

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第2号	横手市公共施設等総合管理推進基金条例 (公布日施行)	公共施設等の適切な管理を行うための条例の制定	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的が類似する既存の基金の一部を統廃合することにより、横手市財産経営推進計画にもとづいた施設の改修、除却等の財源を確保 ・廃止する既存の基金条例は次のとおり (H29.4.1施行) 1)横手市公営住宅建設事業基金条例 2)横手市地域公共施設整備基金条例 3)横手市地域振興基金条例
議案第3号	横手市営墓園条例 (H29.7.1施行)	市営墓園において統一した管理運営を行うための条例の制定	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の条例を廃止し、一本化 ・永代使用料及び管理手数料は別表へ規定し整理 ・廃止する既存の条例は次のとおり 1)横手市前郷墓園条例 2)横手市傾城塚墓園条例 3)横手市車長根墓園条例 4)横手市十文字墓園条例 5)横手市相野々墓地条例 6)横手市軽井沢墓地条例 7)横手市大森墓園条例
議案第4号	横手市土地改良事業分担金徴収条例 (H29.4.1施行)	市が行う土地改良事業に要する費用に充てるための分担金を賦課徴収するための条例の制定	
		内容	平成28年10月に国の要綱が改正されたことに伴い、農地耕作条件改善事業について都道府県や市町村等が事業主体となった。そのため、市が事業主体となって法の適用を受けない当該事業を実施するにあたり、受益者からの分担金の総額、賦課基準、徴収方法等に関する規定を盛り込むもの。
議案第5号	横手市個人情報保護条例及び横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (H29.5.30施行)	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、条及び号の新設並びに準用規定が置かれたことに伴う一部改正。

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第6号	横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	職員の育児休業等の対象となる子の範囲の拡大及び介護時間の新設等のための現行条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等の対象となる子の範囲を定めるもの。 ・介護休暇を3回まで分割して取得可能とするもの。 ・介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設するもの。
議案第7号	横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	勤務成績の評価対象期間を改めるための現行条例の一部改正	
		内容	人事評価の結果を全職員の処遇へ反映させるにあたり、昇給と勤勉手当の基準となる勤務成績評価対象期間を人事評価期間に合わせるもの。
議案第8号	横手市行政財産使用料条例の一部を改正する条例 (公布日施行、H26.12.1適用、H28.5.21適用)	電気通信事業法施行令の一部改正に伴う現行条例の一部改正	
		内容	電気通信事業法施行令が平成26年12月1日及び平成28年5月21日付けで一部改正されたことに伴い、改正するもの。
議案第9号	横手市児童館設置条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	児童館を廃止するための現行条例の一部改正	
		内容	野中児童館及び荒処児童館を各自治会へ無償譲渡するにあたり、当該児童館を削除するもの。
議案第10号	横手市出産祝金支給条例及び横手市長寿祝金条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	出産祝金の支給及び長寿祝金の贈呈の方法を変更することに伴う現行条例の一部改正	
		内容	出産祝金及び長寿祝金を横手市共通商品券により支給又は贈呈することができるようにするもの。
議案第11号	横手市障害者グループホーム設置条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行) (第1条:公布日施行、H26.4.1適用)	指定管理者の業務の見直し等を行うための現行条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の業務を見直すもの。 ・第11条後段の読み替え規定の改正。 ・障害者総合支援法の一部改正に伴う改正。

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第12号	横手市介護保険条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	介護保険料の軽減措置を継続するための現行条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税率引き上げが延期されたことに伴い、平成27～28年度の保険料第1段階の軽減を平成29年度も同様に継続するため、第19条第6項中「平成28年度」を「平成29年度」に改正するもの。 ・字句の修正を行うもの。
議案第13号	横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (公布日施行、H28.4.1適用)	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成28年厚生労働省令第53号)の施行に伴う現行条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が勤務できる同一敷地内にある施設等に「指定地域密着型通所介護事業所」を追加。 ・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(認知症対応型グループホーム)に準用する規定のうち、第39条第5項は該当しないため除外。
議案第14号	横手市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)の施行に伴う現行条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・題名、第1条及び第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。
議案第15号	横手市森林総合研究所旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	森林法等の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)の施行に伴う現行条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人森林総合研究所の名称が、国立研究開発法人森林研究・整備機構に変更されることに伴う改正 ・法改正に伴い、条番号のずれが生じたことによる改正 ・表題条例のほか一部改正する条例は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> 1)横手市公有林野等分収造林条例 2)横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例 3)横手市西成瀬財産区分収造林収益金の分与に関する条例

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第16号	横手市林業者等緑地休養施設設置条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	施設を廃止するための現行条例の一部改正	
		内容	雄物川林業者等緑地休養施設「あかまつ荘」を廃止することに伴う改正
議案第17号	横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	道路法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第2号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	道路法施行令が平成29年4月1日付けで改正されることに伴い、同施行令に準拠している道路占用料を定める別表を改正するもの。
議案第18号	横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)等の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を別表第8として追加 ・新たな評価方法等により別表第6、別表第7の改正
議案第19号	横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 (H29.4.1施行)	消防団員の費用弁償の額を改めるための現行条例の一部改正	
		内容	消防団の費用弁償を、現行の一律一回2,500円の支給から、出場区分ごとの支給額に改めるとともに、災害出場のうち4時間以上の長時間活動における支給額を5,000円に増額するもの。
議案第20号	横手市立学校設置条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	子どもたちの教育環境整備と、適正規模の学校再編を目指した中学校統合を行うための現行条例の一部改正	
		内容	別表第2より、横手市立山内中学校の項を削る。
議案第21号	横手市高齢者及び世代間交流施設設置条例を廃止する条例 (H29.4.1施行)	施設を廃止するため現行条例を廃止する。	
		その他	施設の設備等の老朽化と利用者減により、平成27年10月より休館としている当該施設について、併設の児童館が手狭になっていることから、当該施設部分を転用し施設全体を児童福祉施設として使用するため条例を廃止するもの。

区分	議案等の名称	概要説明		
議案第22号	横手市大森多目的集会施設設置条例を廃止する条例 (H29.4.1施行)	施設を廃止するため現行条例を廃止する。		
		その他	旧大森中学校の寄宿舍を「大森多目的集会施設」として、スポーツ合宿などでの利用を見込んでいたが、10年以上利用実績がなく、老朽化により施設としての機能を果たせない状態であることから、条例を廃止するもの。	
議案第23号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	①横手市山内温泉保養施設 あいのの温泉鶴ヶ池荘 ②横手市山内地場産品直売施設	
		指定管理者	株式会社 山内観光振興公社	
		指定期間	変更前	H24.4.1～H29.3.31
			変更後	H24.4.1～H30.3.31
議案第24号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	③横手市増田緑地管理センター 上畑温泉 ゆーらく ④横手市増田地域間交流拠点施設上畑温泉さわらび	
		指定管理者	株式会社 増田町物産流通センター	
		指定期間	変更前	H24.4.1～H29.3.31
			変更後	H24.4.1～H30.3.31
議案第25号	市道路線の廃止について	41路線の廃止		
		圃場整備事業(会塚地区)関連	12路線	
		圃場整備事業(沼館地区)関連	14路線	
		圃場整備事業(宮田地区)関連	12路線	
		区画整理事業関連	1路線	
		林道整備関連	2路線	

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第26号	市道路線の認定について	36路線の認定	
		圃場整備事業(会塚地区)関連	11路線
		圃場整備事業(沼館地区)関連	16路線
		圃場整備事業(宮田地区)関連	6路線
		区画整理事業関連	2路線
		開発行為関連	1路線
議案第27号	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて	建物:旧大雄学校給食センター及び 旧大雄中学校食堂棟、配膳室、渡り廊下 690.37㎡	
		土地:横手市大雄字狐塚261番地の内 876.00㎡	
		相手方	横手市大沢字羽根山102番地 農事組合法人大沢ファーム 代表理事 小川 忠洋
		貸付料の額	建物:無償 土地:横手市普通財産貸付料算定基準に よって算出した額の2分の1の額
		貸付けの期間	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
議案第28号	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて	建物:旧山内学校給食センター 365.00㎡	
		土地:横手市山内土渕字菅生37番地16 771.00㎡	
		相手方	横手市山内土渕字小目倉沢34番地8 株式会社ウッディさんない 代表取締役社長 石山 清和
		貸付料の額	建物:無償 土地:横手市普通財産貸付料算定基準に よって算出した額の2分の1の額
		貸付けの期間	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

区分	議案等の名称	概要説明
議案第39号	平成29年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて	市営温泉施設特別会計へ一般会計から112,038千円以内を繰り入れる。
議案第40号	平成29年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて	集落排水事業特別会計へ一般会計から232,418千円以内を繰り入れる。
議案第41号	平成29年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて	浄化槽市町村整備推進事業特別会計へ一般会計から9,472千円以内を繰り入れる。